**システム開発委託契約書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託するシステム開発業務及びこれに付随する業務について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （定義）

本契約中に用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の定義によるものとする。

1. 「本件システム」とは、別紙に定める「対象システム」に定められたシステムをいう。
2. 「本件業務」とは、乙が甲に対して提供する本件システムの開発にかかる作業であって、別紙に定める「作業範囲」（又はこれと同旨の項目）に定められた作業をいう。
3. 「委託報酬」とは、本件業務の対価として甲から乙に対して支払われる報酬として、第８条に定める委託報酬をいう。
4. 「本件資料」とは、本件業務の遂行過程で、甲が乙に対して提供した文書、図面、帳簿、マニュアル等（紙媒体によるもののほか、電子ファイル等が格納された電磁的記録媒体によるものも含む。）をいう。本件資料の複製物も本件資料に含む。
5. 「本件ソフトウェア等」とは、本件業務の遂行のために、甲が乙に対して提供するソフトウェアその他備品等をいう。
6. 「納入物」とは、本件業務の成果として、乙が甲に対して納入する文書、図面、プログラム等（紙媒体によるもののほか、電子ファイル等が格納された電磁的記録媒体によるものも含む。）として、第６条に定めるものをいう。
7. 「第三者ソフトウェア」とは、第三者が権利を有するソフトウェアをいう。
8. （契約の趣旨）
9. 乙は、甲から委託された本件業務を、本契約に基づいて遂行する。
10. 本件業務は、請負契約として提供されるものとする。
11. （責任者及び業務従事者）
12. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、別紙に定める責任者を変更することができる。
13. 甲及び乙の責任者は、本契約に定められた甲及び乙の義務の履行その他本件業務の遂行に必要な意思決定、指示、同意等をする権限及び責任を有する。
14. 乙は、本件業務の遂行にかかる従業者（以下「業務従事者」という。）を選定する。
15. 乙は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の関係法令に基づいて、業務従事者に対する雇用主としての一切の責任を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
16. 乙は、業務従事者が甲の事業所等に立ち入るにあたり、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。
17. 本条の定めにかかわらず、本契約で特に定めのない限り、以下の事項については、本契約の締結権限を有する者によって行われなければならない。
18. 本契約の締結、更改、変更にかかる事項
19. 本契約の全部又は一部の解除その他終了にかかる事項
20. （協議会）
21. 甲及び乙は、本件業務の円滑な遂行のため、進捗状況の把握、未決定事項の解決等、必要事項を協議し、決定する目的で協議会を開催するものとする。また、両者の合意により、開催頻度、実施目的を変更することができる。
22. 協議会の出席者は、甲及び乙の責任者又はその代行者、並びに甲及び乙の責任者がそれぞれ指名した者とする。甲及び乙は、相手方に対して、必要な担当者の出席を求めることができる。
23. 甲又は乙は、その協議により協議会の議事録作成者を選任する。議事録作成者は、協議会の議事録を作成し、当事者双方の確認を得るものとする。
24. 甲及び乙は、本条に定める協議会のほか、本件業務の遂行に必要な会議体を定義し、開催することができる。
25. （プロジェクト・マネジメント責任）

甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するシステム開発に関する技術及び知識の提供と、甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲及び乙の双方による共同作業並びに各自の分担作業が必要されることを認識し、甲及び乙の双方による共同作業並びに各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

1. （納入）
2. 乙は甲に対し、下記に定める納期までに各業務を完成し、それぞれ定められた成果物（以下「納入物」という。）を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。
3. 要件定義 （納期）　平成●年●月●日

（納入物）要件定義書

1. 基本設計 （納期）　平成●年●月●日

（納入物）基本設計書

1. 詳細設計 （納期）　平成●年●月●日

（納入物）詳細設計書

1. コーディング （納期）　平成●年●月●日

（納入物）本件システムのソースコード

1. 検証テスト （納期）　平成●年●月●日

（納入物）テストレポート

1. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応じるものとする。
2. （検収）
3. 甲は、前条第１項各号に定める納入物を受領後、納入を受けた日から３０日以内に、検査仕様書に基づいて検査し、当該仕様に合致するか検査する。
4. 甲は、納入物が前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付する。また、甲は、前項の検査に合格しないと判断する場合、乙に対し、検査に合格しない理由を記載した書面を交付し、修正又は追完（以下「修補」という。）を求めることができる。
5. 乙は、前項の不合格理由が認められるときは、両当事者で協議した期間内に無償にて修補し、甲に対し、納入するものとする。甲は、必要な範囲内で、第１項の検査を再度実施する。
6. 再納入後の手続については、第２項以下に従う。
7. 第１項の検査期間内に甲が異議を述べないときは検査に合格したものとみなす。
8. 本条所定の検査が合格したことをもって、納入物の検収完了とし、納入物の引渡しが完了したこととする。
9. （委託報酬）

甲は乙に対して、本件業務の対価として、それぞれの納入物の検収合格後１０営業日以内に以下のとおり委託報酬を支払うものとする。

1. 要件定義 （納入物）要件定義書

　金●円（消費税込み）

1. 基本設計 （納入物）基本設計書

　金●円（消費税込み）

1. 詳細設計 （納入物）詳細設計書

　金●円（消費税込み）

1. コーディング （納入物）本件システムのソースコード

　金●円（消費税込み）

1. 検証テスト （納入物）テストレポート

　金●円（消費税込み）

1. （費用）

１　乙は、甲に対し、委託報酬のほか、本件業務の遂行に必要がある出張に伴

　　う交通費、宿泊費その他の費用を請求することができる。

２　前項の費用の支払い方法については、甲と乙の間で別途定めるところに従う。

1. （契約不適合の場合の修補義務等）

検収完了後、本件システムが本契約の内容に適合しないこと（仕様書との不一致のほか、バグ、その他当然有すべき品質を欠いていることをいい、以下「本件不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して、検収完了後１年以内は、書面による通知により本件不適合の修補を求めることができる。

1. （第三者ソフトウェアの利用）
2. 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、システム機能の実現のために、第三者ソフトウェアを本件システムに組み込んで利用することができる。
3. 前項に基づいて第三者ソフトウェアを利用する場合、乙は、甲に対し、当該第三者ソフトウェアの機能、特徴を調査し、甲に対し、その採否の判断を求めるものとする。甲は、甲の費用において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
4. （納入物の所有権）
5. 乙が本契約に基づいて甲に納入する納入物の所有権は、検収の完了した時に、乙から甲へ移転する。
6. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれ負担する。
7. （資料の提供・管理）

１　乙は、甲に対し、本件業務の遂行に必要な資料等について、開示を求める場合がある。甲が資料等の提供を拒み、若しくは遅延したことにより、又は当該資料等の内容に誤りがあったことにより生じた本件業務の履行遅滞等の結果について、乙は一切の責任を負わないものとする。

２　乙は、本件資料を善良な管理者による注意をもって保管管理するものとする。

３　乙は、本件資料を、本件業務の遂行目的以外の目的で使用してはならない。

４　乙は、本件業務が終了したときは、すみやかに本件資料を甲の指示に従って返還又は廃棄する。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本件業務に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。
3. 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの
4. 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの
5. 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの
6. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
7. 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの
8. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
9. （個人情報の取扱い）
10. 乙は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲から取扱いを委託された個人データ（個人情報保護法第２条第６項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（個人情報保護法第２０条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて甲乙間で別途合意した個人情報（以下、あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合、本件業務遂行上必要最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で提供するよう努めるものとする。
11. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
12. 乙は、個人情報を本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
13. 第１７条にかかわらず、乙は、甲より委託を受けた個人情報の取扱いについて、甲の事前の書面による承諾なくして第三者に再委託してはならない。甲の承諾を得て再委託する場合であっても、乙は、乙の責任において、再委託先に対して本契約に基づき乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
14. （本件ソフトウェア等その他備品の提供）
15. 甲は、本件業務の遂行に必要な範囲で、乙に対し、本件ソフトウェア等その他備品を提供するものとする。
16. 乙は、甲から本件ソフトウェア等その他備品を提供されたときは、すみやかにこれを確認し、異常が認められるときはただちに甲に対してその旨を通知する。甲は、異常を発見したときは、異常のない本件ソフトウェア等その他備品を提供しなければならない。
17. 乙は、本件ソフトウェア等を、本件業務の遂行目的の限度で使用することができる。
18. 乙は、前項のほか、本件ソフトウェア等の使用にあたり、甲の指示に従わなければならない。
19. 本件ソフトウェア等が提供されることにより、甲から乙に対し、別段の合意がない限り、何らの権利の譲渡又は権利の許諾がなされるものではないことを確認する。
20. （再委託）

乙は、事前に甲から書面による承諾を得ることにより、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

1. （納入物等の著作権）
2. 納入物に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。以下同じ。）は、すべて乙又は乙に利用を許諾した者に帰属するものとする。
3. 乙は、甲に対し、納入物に含まれる著作物に関し、本件システムの甲社内における使用に必要な限度で、利用を許諾する。利用許諾の条件は、別途締結するソフトウェア使用許諾契約において定める。
4. （納入物の特許権等）
5. 本件業務遂行の過程で生じた発明、考案その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明等」という。）にかかる知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。以下、本条において同じ。）、ノウハウ等に関する権利（以下、知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
6. 甲乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲及び乙の共有とし、持分割合は各当事者の寄与度を考慮して協議する。
7. 前項の協議が整わない場合、持分割合は均等と推定する。
8. 甲及び乙は、甲と乙の共有にかかる特許権等につき、その持分割合にかかわらず、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し実施の許諾をなすことができる。
9. （知的財産権侵害の責任）
10. 甲は、納入物に関し、第三者から知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権をいう。以下、本条において同じ。）の侵害の申立（警告、訴訟の提起を含む。以下同じ。）を受けたときは、速やかに乙に対し申立の事実及び内容を通知するものとする。
11. 前項の場合において、乙は、甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、必要な援助を行ったときは、甲が支払うべきとされた損害賠償額を負担する。ただし、以下の各号に掲げる場合は、乙は賠償の責めを負わないものとする。
12. 甲が、納入物を変更し、又は納入物がプログラムである場合において、乙の指定した稼働環境以外の環境でこれを使用したことによって第三者の知的財産権の侵害が生じたとき
13. 納入物を、乙以外の者が提供した製品、データ、装置又はビジネス手法とともに結合、操作又は使用した場合で、それらの製品、データ、装置又はビジネス手法に起因して損害が生じたとき
14. 乙の責めに帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、(i)権利侵害のない他の納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための実施又は利用権の取得のいずれかの措置を講ずることができるものとする。
15. （変更管理）
16. 甲は、本件業務の遂行中、乙指定の変更要求管理票を乙に提出することによって、仕様の変更を要請することができる。
17. 乙は、甲から変更要求管理票を受領して１０営業日以内に、変更要請に関する調査を行い、変更の可否、及び変更が本件業務に及ぼす影響を、日程及び料金の明細とともに甲に通知するものとする。なお、変更要請に関する調査そのものに相当な作業を要する場合、乙は、甲に当該作業にかかる報酬及び費用を別途請求することができる。
18. 甲は、乙から前項に基づく通知を受けて５営業日以内に、変更要請に従った変更を実施するか否かについて、書面で乙に通知するものとする。甲からかかる通知がない場合には、変更は実施されないものとする。
19. 前項に基づき、甲が変更を実施する旨の通知をした場合は、甲乙双方の責任者が、変更要求管理票の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとし、当該承認をもって、変更が確定するものとする。但し、当該変更が本契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は、すみやかに変更要求管理票に従い、第２７条（契約の変更）に基づき本契約を変更するものとし、本契約が変更されたときをもって、変更が確定するものとする。
20. 変更が確定するまでの間は、引き続き既存の計画に従って本件業務が行われるものとする。
21. （解除）
22. 甲及び乙は、相手方に以下の各号の一に該当したときは、直ちに書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
23. 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
24. 解散あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
25. 主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
26. 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
27. 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
28. 第２５条に違反することが判明したとき
29. 前各号の他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき
30. 甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、当該違反について、書面による催告をしたにもかかわらず、１４日以内にこれを是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
31. 前各項による解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方当事者に対し、損害賠償を請求することができる。また、解除された当事者は、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならない。
32. （損害賠償）

甲又は乙は、本件業務の遂行過程において、故意又は過失により相手方に損害を与えたときには、それにより被った損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害賠償は、故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、請求原因の如何を問わず、直接かつ現実に生じた通常の損害に限られるものとし、本契約に基づく委託報酬の額を上限とする。

1. （労働者派遣との関係）

甲及び乙は、本契約に基づき行う本件業務の着手から終了に至るすべてにおいて、甲乙間に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号、その後の改正を含む。）に規定される派遣先と派遣元事業主としてのいかなる関係も存在しないことを確認するものとする。

1. （反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
3. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
5. 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称のいかんを問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
6. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
7. 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

２　第22条第1項第6号の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。

1. （完全合意）

本契約は、甲乙間の本件業務に関する唯一かつ全部の合意をなすものであり、本契約に特段の定めがある場合を除き、従前の乙が甲に対して提出した提案書その他の書面、電子メール等に記載された内容並びに口頭での合意が甲又は乙の権利又は義務にならないことを相互に確認する。

1. （契約の変更）

本契約は、甲乙の代表者が記名捺印した書面をもって合意した場合に限り、その内容を変更することができる。

1. （権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができない。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

代表者氏名 ●●●●

所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

　　　　　代表者氏名 ●●●●